

マレー・N・ロスバードの 貨幣論(2)

越後和典

Kazunori Echigo

滋賀大学 / 名誉教授

第4段階. 変動名目通貨、1931-1945

①西欧諸国が1931年のイギリスの金本位制離脱に追随したため、国際経済秩序は混乱した。変動為替相場、競争的平価切下げ、為替統制、通商障壁等により、貿易と投資は阻害され、通商は政府間の物々交換協定(barter agreements)を通じて行われるという有様であった。1930年代のこのような国際経済秩序の崩壊は、第二次大戦の主たる原因となったのである。¹⁷⁾

②①アメリカは西欧諸国に遅れてなお二年の間、金本位制に留まっていたが、不況からの脱出という空しい試みのため、1933-34年に古典的金本位制から離脱した。市民はドル紙幣の金への兌換を禁じられ、金を国内や国外で所有することさえ許されなかった。③ただし1934年以降、アメリカは珍しい新しいタイプの金本位制を採用した。それは1ドルを金1/35オンスと再定義し、外国政府と外国中央銀行に対して金兌換に応じるというものであった。かくて金への通貨の細々とした繋がりだけは残った。さらに西欧の貨幣的混沌は、相対的に安全な貨幣的避難所であるアメリカへの金の流入を引き起した。

③1930年代の貨幣的混沌と経済戦争は、M・フリードマン(Milton Friedman)的な構想の欠陥を浮彫にした。M・フリードマン説とは、④自由競争の名の下に各国通貨を金から完全に切り放し、それぞれの国の名目通貨を中央銀行の手に委ねる。⑤中央銀行は他国の名目通貨の動向を配慮し自国の通貨が過度にインフレートすることを抑制しつつ、自由に変動することを許す、というものであった。⑥このM・フリードマンのスキームの欠陥は、貨幣供給の全面的制御を国家に委ねる

¹⁷⁾ このことに関し、ロスバードは以下の著書を参照している。

①Cordell Hull, *Memoirs*(New York, 1948) I, 81.

②Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Conspiracy* (Oxford: Clarendon Press, 1956) p.141.

という政府万能論に立脚していることである。そこには国家権力が合法的な貨幣の偽造をも含めて、本質的にインフレ体質を有するという認識を全く欠落していた。現に彼の提言は結実しなかったのである。

第5段階. ブレトン・ウッズ協定と

新金為替本位制(アメリカ)、1945-1968

①1930年代の変動する各国の名目通貨の弊害(通貨・経済戦争、国際経済秩序の崩壊)に鑑み構想されたのが、1945年に批准されたブレトン・ウッズ協定(Bretton Woods Agreement)であったが、その基本的性格は1920年代の金為替本位制と同一である。

②それが「新」と呼ばれる所以は、④基軸通貨のポンドをその地位から無雑作に追放し、ドルのみが1ドルを金1/35オンスで兌換される唯一の基軸通貨としたことである。⑤ドルは1920年代と異り、この時点では市民に対しての金への兌換性を失っていたことになる(1933年以来)。⑥ドルが外国政府と外国中央銀行に対してのみ、金への兌換を認められるという1930年代の制度は存続した。

③ブレトン・ウッズ体制の下で、アメリカは金の上に紙幣および銀行預金の形でドルを積み増し、他国はドルを基礎的準備として保有し、ドルの上に自国の通貨を積み上げた。戦後の世界ではアメリカに比し他国の通貨はインフレーションのため過大評価され、購買力が低下していたから、アメリカは輸出競争力が強く、アメリカではインフレーションの余地があった。このためアメリカは貨幣と信用を膨脹させ、50年代60年代と時代が進むにつれ、西欧や日本に比しよりインフレ的となった。これに対し西欧の主要国の政府は、古典的金本位論者の貨幣アドバイザー(たとえばJacques

Rueff)などの影響を受け、硬貨政策(hard money policy)を追求した(西ドイツ・スイス・フランス・イタリア)。こうした状況下でドルと西欧主要国の通貨に対する評価は逆転し、ドルの方が過大評価されるにいたった。

④西欧諸国は過大評価されたドルの積み増しが不安となり、35ドルを金1オンスに兌換するというブレトン・ウッズ協定に基く選択権を行使し始めた。西欧の欲せざるドル(ユーロダラー: Eurodollarsとして知られている)が、1960年代末期には少くとも800億ドルに達したことを考えると、西欧諸国のこの行動は無理からぬことと理解できよう。

⑤他方アメリカは、時代が進むにつれ国際収支が赤字基調となり、金は流出し続けた。これに西欧の兌換要求が加わり、アメリカの金ストックは1950年代初期の200億ドル相当量から20年後の90億ドルへと激減したのである。かくて外国で積み上げられたドルをアメリカが金に兌換するというブレトン・ウッズ体制の基礎は1968年に急速に解体し始めた。

第6段階. ブレトン・ウッズ体制の解体、

1968-1971

①ドルの信認の低下に伴い、金はアメリカから国外へ流出し始めた。ロンドンとジュリッヒの自由金市場でも、ヨーロッパの市民のドル売りが起り、アメリカ政府は自由市場の金1オンスにつき35ドルという金価格を維持することが困難になったことに気付いた。しかしこの金価格はブレトン・ウッズ協定の根幹をなすものであるから、当然その対策を講じる必要に迫られることになった。その対策として生まれたのが二重の金市場(two-tier gold market)構想である¹⁸⁾。その内容は以下の通

18) 二重の金市場について、本著作は次の著書の参照を指示している。
Jacques Rueff, *The Monetary Sin of the West*
(New York: MacMillan, 1972).

りである。①自由金市場はこれを無視・黙殺する(アメリカは自由金市場での金1オンス当り35ドルの価格を支持しない)。②アメリカと他国の政府は金1オンス当り35ドルを永久に維持することに同意する。③世界の政府および中央銀行は外部市場から金を購入せず、かつ市場へ金を売却しない。今後金は中央銀行間を移動する単なる計算器にすぎないものとする。④新しい金の供給、自由金市場の金需要は、各国間の貨幣協定から切断されるから、自由金市場は今後独自の進路をたどることになる。

②以上の構想に沿ってアメリカは新しい種類の世界紙幣準備の厳しいフォーラムを推進した。①それは将来の世界準備銀行によって発行される新しい世界紙幣として役立つもので、事実上金にとって代るであろうと期待された特別引出権(Special Drawing Right:SDRs)のことである。この制度が確立されたならば、アメリカは世界各国と協調して無制限に通貨を膨脹させることができると期待された。②しかしSDRsはこれを持たされた西欧や「硬貨」国からの猛烈な反対に直面し、実際のアメリカおよび他の通貨準備への追加としては小さい部分に留まった。

③ケインズ派からM・フリードマン派にいたる紙幣支持経済学者たちは、金は国際貨幣制度から消え、自由市場の金価格は、1オンス当り35ドルを越えて下落するだろうと予言していたが、事実は正反対で1973年初期には金1オンスは125ドル近くまで上昇した。二重の金市場構想は、恒久的な新貨幣制度の確立からほど遠く、自由金市場価格の高騰の物語るドルの信認消失の加速化は、ブレトン・ウッズ協定の終焉の方向を示すものであった。

第7段階. ブレトン・ウッズ体制の終焉: 変動名目通貨、1971年8月-12月

①1971年8月15日、時のニクソン(Nixon) アメリカ大統領は、進行するインフレーションを阻止する目的で、価格・賃金の凍結を命じた。他方ヨーロッパ諸国の中央銀行による大量のドルの金兌換要求を前にして、遂に全面的に金との訣別、兌換の拒否を宣言することを余儀なくされた。ここにブレトン・ウッズ体制は終焉を告げるようになった。

②アメリカの歴史上、ドルが金の裏づけのない名目通貨(法定不換紙幣)になったのは、これが最初のことである。1933年以来細々ながらも続いていた金とドルとの結びつきも、ここで完全に切断された。

③このことはその後が続いて起る世界的規模での不況を伴った経済戦争、国際貿易と国際投資の破壊という恐るべき妖怪出現の予兆であった。

第8段階. スミソニアン協定、 1971年12月-1973年2月

①ニクソン大統領が「世界史上最大の貨幣協定」と自讃したスミソニアン協定(Smithsonian Agreement)とは、世界の諸国が固定為替レートの維持を誓約するというものであった。

②西欧諸国の通貨はドルに対して低評価された平価で固定された。アメリカの唯一の譲歩は公的ドルレートを従来の金1オンス35ドルから38ドルに変更するという僅かな平価切下げにすぎなかった。アメリカの切下げ幅は小さく、かつその決定も遅きに失した。

③金という交換の世界的媒体を欠いた固定為替レートが遵守されえないことは、宿命的といってよく、アメリカのインフレーションの昂進とドルの下落、国際収支の赤字は続いた。

④このため自由市場での金価格は、1オンス当り215ドルへと上昇し、ドルの過大評価とヨーロッパや日本の「硬貨」国貨幣の過小評価が顕在化した。遂にドルは1973年2月—3月のパニックにより世界市場で破碎された。西ドイツ・スイス・フランスおよびその他の「硬貨」国が、ドルを過大評価されたレートで支えるため、ドルを買い続けることは不可能になってきたのである。金なき固定為替レートのスミソニアン体制は、一年余りで経済的現実という巨岩の上で粉碎された。

第9段階. 変動法定不換紙幣、1973年3月~?

①ドルが粉碎されるに伴い、世界は再び変動名目通貨（法定不換紙幣）制度へ移行した。アメリカは代用貨幣の量による公式ドルレートを再度1オンス当り42ドルに切下げた。しかし変動名目通貨制の下で、ドルの為替レートは毎日低下し続け、逆にマルク・フラン・円等は上昇した。価値の低下したドルはアメリカの輸出を促進し、輸出関係業界を有利にした反面、輸入品を高価にし、アメリカの消費者に不利益をもたらした。アメリカの輸出品と競争する相手国では、競争的平価切下げ・為替管理・通貨ブロックの形成等の動きが見られ、放置すれば1930年代の経済戦争に移行するおそれがあった。

②アメリカが1971年8月、完全に金から離れ1973年3月M・フリードマン派が提唱する名目貨幣本位制に移行して以来、アメリカおよび世界の多くの人々は、世界史上平和時における最も長期間続く激しいインフレーションによる損害を蒙った。

③M・フリードマン派とケインズ派は、ドルが金から切り離される以前、名目貨幣本位制が確立すれば、金の市場価格は急速に下落し、1オンス約8ドルになるだろうと自信ありげに予言していた。

金を軽蔑したこれら二つのグループは、金の価格を支えるものは強いドルであり、その逆ではないと主張していたのである。しかし1971年以来、金の市場価格は古い時代の固定価格1オンス当り35ドルを下回ったことはなかった。1950年代60年代を通じ、リュエフ(Jacques Rueff)のようなエコノミストが、1オンス当り70ドルでの金本位制復帰を要求した時、その金価格が高すぎるといわれたが、今やその価格は余りにも低くすぎるようになった。

④名目貨幣本位制は自由市場価格制度のもつ自然的な不確実性に人為的(政治的)不確実性を加え、インフレーションを激化させ、予測を困難にし、市場経済を傷つけた。そこで固定為替制度を伴うブレトン・ウッズ体制類似の体制、(ただしこのたびは金の裏づけを全く欠く)への摸索が始まった。すでに世界の中央銀行や政策当局の間で、経済政策やインフレ率を調整し、為替レートを固定化しようとする動き等が見受けられる。しかしそれらが成功しないだろうことは、ブレトン・ウッズ体制の崩壊の先例が物語る通りである。

⑤不幸にして古典的金本位制は忘れ去られたままである。アメリカや世界のリーダーたちの究極的目標は、世界紙幣本位制という古いケインズ派の理論、すなわち世界準備銀行(World Reserve Bank:WRB)の発行する新しい通貨体制である。その通貨の呼称をケインズのバンコール(bancor)、アメリカのH・Dホワイトのユニタ(unita)、「エコノミスト」の提唱するフェニクス(phoenix)のいずれにするかといった問題は重要ではない。決定的に重要なことは、そうした新しい国際的貨幣は、各国を国際収支勘定の危機から解放するだろうが、同時に世界的なインフレーションへの扉を開くことになる、ということである。WRBは世界の貨幣供給と、その各国への配分の全能的决定者とし

て、果して暴走するインフレーションを制御・調整しうるだろうか。その能力は疑わしい。

⑥他方ヨーロッパ経済共同体 (EEC) の発足と、その中央銀行によるヨーロッパ紙幣 (European Paper Currency) の発行が精力的に進行している。この試みが成功すれば、ヨーロッパ中央銀行とアメリカ連邦準備制度や他国の中央銀行との密接な協力・協定が必要となろうが、それは名目貨幣の世界における固定為替レートの伴う国際収支の危機とグレシャムの法則によって、「別のブレトン・ウッズ」に突入することを意味する。

⑦いずれにしても、現実的な金価格で古典的金本位制が復興するその日まで、国際貨幣制度は固定的と変動的の両為替レートの間を、行きつ戻りつすることであろう。

⑧このような予言を覆すに足る世界の貨幣的・経済的安定は、金のような自由市場商品への復帰と、政府を貨幣の舞台から全面的に排除するという劇的な変革によってのみ達成できるのである。

以上がロスバードの労作の筆者による要約である。

V | 論評

1. 本著作の基本的性格

ロスバードは本著作の序説で自ら提起した問題に対し、懇切丁寧に首尾一貫した論理を駆使して解答を与えている。すなわち本著作は市場経済の血液ともいべき貨幣の本質とその価値、貨幣と銀行業との関係、および貨幣と国際経済秩序との関係を殆んど余すところなく論述・解明している。読者は本労作によって、政府がいかに市場経済の血液をインフレーションで汚染し、その体質を弱め、世界の貨幣秩序を破壊したかを学習すること

ができるであろう。

ロスバードのこの労作をネオ・オーストリアンの業績の中で位置づけるならば、本労作はミーゼスを師と仰ぐロスバードが、師の古典的著書『貨幣及び流通手段の理論』¹⁹⁾、さらには主著『ヒューマン・アクション』第17章「間接交換」²⁰⁾で展開されている議論の内容を、より理解し易い文章で系統的に解説し、金本位制と自由銀行制の重要性を再認識させた傑作である。この意味でこの著作はオーストリアンの貨幣論の入門書的基本文献といつてよい。

他方、本著作には単なるオーストリアンの貨幣論の入門書という評価を越える特質のあることにも注意せねばならない。それはアナルコ・キャピタリストとしてのロスバードの特徴を反映するものである。彼は政府をその本性においてインフレ的存在として断罪し、政府の貨幣に対する役割に全面的な否定的評価を与えている。この点に着目すれば、本労作は彼の主著『人間、経済及び国家: オーストリア学派自由市場経済学原理』第11章および第12章²¹⁾の要旨を、貨幣に焦点を当ててより明快かつ体系的に解説したものといえよう。本著作のこの特徴は、ロスバードに師事した同じオーストリアンでアナルコ・キャピタリストとして知られるホップに継承されている。かつて著者が紹介したホップの力作²²⁾がこのことを雄弁に物語っているように思う。

2. 「金」問題

本著作は1973年3月の「変動法定不換紙幣」で終わっているので、その後の金の推移について補足し、併せ金の供給量についての初歩的な疑問等に対しても答えておきたい。

19) ミーゼス著、東米雄訳『貨幣及び流通手段の理論』(日本経済評論社、1980年)。

20) 前注 3) 訳本433-514ページ。

21) マレー・N・ロスバード著、吉田靖彦訳『人間、経済及び国家—オーストリア学派自由市場経済学原理』下巻(青山社、2001年)571-768ページ。

◎A 金の保有および使用について

本稿Ⅲの11.「法定不換紙幣と金問題」の箇所
で、著者はアメリカ政府が金を国有化し、市民から金を押収した旨記載している。この件に関し、『ヒューマン・アクション』の新版で次のような注記が施されているので紹介しておく。①「1933年の春、緊急銀行法 (Emergency Banking Act)、数回の大統領命令および上下両院合同決議によって、米国民の貨幣用金の所有を禁じ、所有するすべての金の政府への引渡しを要求し、民間契約における金約款を非合法化した。かくして米国民で金の保有を維持する者は、すべて重罪犯人となった」。②しかしその後、金所有の制限は廃止されることになった。「1975年1月に合衆国政府による金の売却が一固定レートなしに一再開されたので、合衆国市民が金を所有する権利は回復された。1977年10月28日に、ジミー・カーター大統領がヘルムス法(Helms Act)に署名し、金約款を再び合法化した」²³⁾。

◎B 金価格の推移について

著者は本稿Ⅳの第8段階「スミソニアン協定」を論評した箇所で、アメリカは従来の金1オンス35ドルを38ドルに切り下げたと記述している。この公式レートは金の自由市場価格に基かない金の過小評価(ドルの過大評価)を反映したものであった。その後の同国のインフレーションの昂進とドルの下落は激しく、金価格は以下のように上昇している。第二次オイル・ショックやソ連軍のアフガニスタン侵攻の影響を受け1980年1月21日には、金は1オンス875ドルに急騰した。その後暴落に転じ80年代90年代を通じ、200ドル台から300ドル前半に低迷していたが、2001年を境に回復し始め、2003年にはイラク戦争開始の緊張が続き、3月20日の開戦の前月2月5日には、1オンス384ドルの高

値をつけた²⁴⁾。その後の上昇は激しく、2007年のサブプライム・ローンの崩壊といった金融危機の影響もあり、金先物価格は2008年1月には900ドル台に達し、3月には1,000ドルの大台を突破した²⁵⁾。以来金価格は上下運動を繰り返しているが、その記述は省略する。

◎C 金の供給量について

金の供給量に関しては、その量が取引される商品の量に比し余りにも少く、現代経済では交換の媒体として不適當であり、金本位制の回復などは到底不可能である、といった幼稚な意見が存在している。この点に関し著者は本著作Ⅱの8.「適正な貨幣供給」で以下のように明快な説明を行っている。

貨幣の供給量は自由市場にあっては、単純に貨幣の購買力の変化によって調整されるから、政府の干渉は不必要であり、その供給は市場に任せておくのが最善である。供給量が貨幣(金)の購買力によって調整されるのは、交換の媒体という他財にはない金の特殊機能に由来する。他財ではその供給量が増えると、その実物的効用が増大するから人々は豊になるが、貨幣はその供給量が増えると、金1オンス当りの購買力が低下する(財の購入価格が上昇する)だけであって、社会的便益が増進するわけではない。逆に供給量が減少すれば、金1オンス当りの購買力が増大する(財の購入価格が低下する)ことになる。自由な市場は金の生産を消費者のニーズの満足と調和する形で行わせるだろうから心配は無用だ、という。これがロスバード説である。

このロスバードの見解は、G・グリフィン(G・Edward Griffin)によっても支持されている。彼は金の供給量について適切な解説を行っているので、以下に煩を厭わずこれを引用する²⁶⁾。

22) 前注 2) の①参照。

23) 前注 3) 訳本512-513ページ参照。

24) 副島隆彦『ドル覇権の崩壊』(徳間書店、2007年) 120-129ページ参照。

25) 倉都康行『金融vs.国家』(筑摩書房:ちくま新書、2008年)137ページ参照。

26) G・エドワード・グリフィン著、吉田利子訳『マネーを生み出す怪物—連邦準備制度という壮大な詐欺システム』(草思社2005年)181-183ページ。

よく、金は供給が限られていて現代の商取引の需要を満たせないから、マネーとしては不適切だと主張する人たちがいる。一見もっともらしいのだが—経済の歯車を回転しつづけるには多額のマネーが必要だから—、よくよく検討すれば、この議論は非常に子どもっぽいことがわかる。

まずアメリカ大陸発見以来の金の産出量の約45パーセントが世界中の政府と銀行の金庫に保管されていると推定される²⁷⁾。ほかに宝飾品や個人の所有物として少なくとも30パーセントは残っているはずだ。コロンブスのアメリカ発見以降の世界の産出総量の75パーセントが現存している商品が供給不足というのはおかしいだろう。

だがもっとよく現実を眺めてみると、供給量そのものはたいして重要でないことがわかる…。

商品の流通量に比べて金の供給量が少なく、1オンスの金貨の価値が高すぎて小さな取引には使えないとしたら、半オンスの金貨や10分の1オンスの金貨を使えばいい。世界の金の量はマネーとしての役割を果たすのに影響しない。ただある取引の測定基準として使われる量が変わるだけである…。

グリフィン以上のように述べ、貨幣供給の量がどうであろうとも、自由市場が購買力の変化によって調整するので、貨幣供給を計画的に増加する必要は全くないという前述のロスバードの説を

引用し、自説を補強しているが、繰り返しになるので、これ以上の紹介は省略する。

◎D 金本位制反対論の誤謬について

トーマス・ウッズ (Thomas E. Woods Jr.) はその著書で、前述Cの金の供給量問題を含む金本位制に反対する主張を包括的に批判している。彼の批判する主張とは以下の通りである。

①金と銀は政府が簡単に供給量を増やせないという意味で柔軟性が十分でないこと。②貴金属は大きくかさばり使いにくいこと。③金本位制はコストがかかり過ぎるが、紙幣は製造にコストが殆どかからないこと。④現代経済の取引のすべてをまかなうには、金と銀の量が不足すること、⑤金の供給量の増加は経済活動の活発化についていけないこと。²⁸⁾

ウッズはこうした主張がいかに誤りであることを懇切丁寧に説明しているが、ここではその紹介を省略する。関心のある研究者は、同書の該当ページを参照されたい。因みにウッズの所説もロスバードの本著作を熟読すれば、容易に納得できるであろう。

3. 本著作の現代的意義

①現代の世界経済は大不況からの脱出過程にあり、各国政府は国際協調の名の下に、市場への

27) この数字につきグリフィンは次の書を参照している。
Elgin Groseclose, *Money and Man: A Survey of Monetary Experience*, 4th ed.
(Oklahoma: University of Oklahoma Press, 1976)p.259.

28) トーマス・ウッズ著、副島隆彦監訳『メルトダウン：金融溶解』(成甲書房、2009年)、250-258ページ参照。

広範囲かつ大規模の干渉・介入政策を実施している。公的資金の投入、金融緩和、内需拡大を目的に掲げた諸政策等がそれである。

現在は本著作が発表された当時に比し、経済のグローバル化の進行、金融工学の発達によるリスクの証券化の手法や金融派生商品の出現等の新しい現象が見られる。しかしインフレとその帰結としてのバブル崩壊・不況発生メカニズムと、それを作動させる元凶は、ロスバードが本著作で教えている通りであり、当時も現在もいささかも変わっていない。金本位制から名目貨幣本位制への移行、中央銀行の設立と自由銀行業制の破壊がその根本原因である。端的にいえば、それは貨幣の世界への政府介入である。現在不況対策として採用されている前述の政府干渉は、インフレの結果をインフレによって緩和・克服しようとするものであって、矛盾そのものといってよい。それは当面を糊塗するに役立つとしても、解決すべき問題を先送りして、将来にさらなるインフレを引き起こすことになるであろう。²⁹⁾

市場経済が政府によって妨害・干渉されざるをえない状況下にある限り、人類は不幸な景気循環から免れることができないが、さしあたっては世論の誘導により、極力「小さな政府」を実現し、政府の干渉を極小化する方向での努力が必要である

う³⁰⁾。ロスバードは世界の貨幣的・政治的安定には、金本位制と政府を貨幣の舞台から全面的に排除するという劇的な変革の必要性を説くが、そのようなアナルコ・キャピタリズムの世界を実現するには、「小さな政府」論をさらに乗り越えなければならない。それにはおそらく長い年月にわたるネオ・オーストリアンの精力的な活動が不可欠であろう。ロスバードの本著作は、そのような活動の必要性を示唆しているように思われる。

②ロスバードはI.序説で「政府の貨幣政策は自由市場に対する不当な規制である、といった考えをエコノミストも政治家も全くもっていない」と述べている。この状況は現在にも妥当する。単に妥当するというに留まらず、現状では貨幣政策のみならず、あらゆる産業や市民生活の分野への積極的な政府規制が常態化し、益々強化される機運にある。多くの市民は政党が選挙での得票のために作製するマニフェスト—その内容は政府による干渉主義政策の拡充を約束する「隷従への道」しるべに等しい—を、恰もサンタ・クロースからの贈り物と錯覚して、批判するどころか歓迎しているようにすら見える。

このような状況下で、自由な市場経済の実現を目指すネオ・オーストリアンは、市場原理主義者などと呼ばれ批判に晒されている。勿論、そうした

29) トーマス・ウッズはその著書(注28)で2008年秋以降の金融恐慌・経済危機が、自由市場のせいではなく、政府の市場介入のせいであるにもかかわらず、政府や政治家、大新聞などのメディアはその責任を自由市場経済の失敗に転嫁し、その解決法として、「より厳しい規制。より広範囲の政府介入。より大きな財政支出。大量の通貨発行。そして政府が大きな負債を抱えこむべき」である(22ページ)と主張する。彼はこうした主張に反対し、「われわれが緊急になすべきこと」として、以下の諸事項を提言している(270-285ページ)。①大企業や銀行を倒産させる。②ファニーメイ(Fannie Mae)とフレディマック(Freddie Mac): 政府援助企業(government-sponsored enterprises)を廃止する。③救済策を止め、政府支出を削減する。④政府による通貨の操作を止める。⑤連邦準備制度についてきちんと議論する。⑥特別な貸出し窓口を閉鎖する。

⑦通貨の独占を止める。

さらに彼はオーストリア学派だけが自由市場擁護の立場から学術的な示唆を与えていることを強調している(285-289ページ)。

カッコ内のページ数は、トーマス・ウッズ著、副島隆彦監訳『メルト・ダウン: 金融溶解』(注28)の該当箇所を示す。

30) アメリカのネオ・オーストリアンを代表する政治家ロン・ポール(Ron Paul)は、そのような努力として、政府に金と銀とに課されている税、すなわち貴金属に対する販売やそれによる利得税を速やかに廃止させること、私的取引における金約款の法的強制力を明確に再確認させることを説いている。そしてこのことが人々にバブル崩壊に対する決定的なセーフティネットを与えることになるという。Cf., Ron Paul, *The Revolution: A Manifesto* (New York Boston: Grand Central Publishing, 2008) pp.151-154.

批判が「政府の失敗」を「市場の失敗」に転嫁する謬論であることはトーマス・ウッズのいう通りである。不況は市場経済に内在する欠陥によるものではなく、市場を麻痺・誤作動させた政府の市場への干渉・妨害によって発生することを明らかにしたロスバードの業績は、ネオ・オーストリアンに勇気を与える活力剤の役割を果すであろう。

市場経済はロスバードの師であるミーゼスのいうように、自由な社会的協業の秩序形態であって、社会構成員の間に同情と友愛の感情や、連帯感を生む源泉なのである³¹⁾。それは貨幣を塗り取ることに専念するウォール街の金融業者の強欲や、弱肉強食の冷血漢を生むものなどでは決してない。ロスバードの業績や彼の師ミーゼスの著書は、このことを明確に教示しているのではあるまいか。

31) 前注3) 訳本(村田稔雄新訳)166ページ参照。

なおこの部分を筆者が原書に則して訳すと以下の通りである。「それらの感情(同情と友愛の感情や社会的連帯感を指す)が、一部の人々のいうように社会的諸関係をもたらした力となったものではない。それらの感情は社会的協業の果実であって、社会的協業の枠組の中でのみ栄えた……」。

